

# 基山町行政改革実施計画



令和5年3月

基山町行政改革推進本部

## 目 次

1	基本的な考え方	1
2	実施計画期間	3
3	今後の課題	3
4	行政改革実施計画 具体的取組一覧表	
	(1) 住みよいまち基山の創造	4
	(2) 質の高い行政サービスの提供	6
	(3) 町民の参画と協働のまちづくり	7
	(4) 持続可能な財政運営の実現	8
	(5) 行政課題の解決に必要な組織の 構築と施策の推進	10

## 1 基本的な考え方

この「基山町行政改革実施計画」（以下、「実施計画」という。）は、令和 5 年 3 月に策定した、「第 7 次基山町行政改革大綱」（以下、「大綱」という。）における、基山町が行政改革を実施するうえで取り組むべき、5 つの基本項目及び 34 の主な取り組み内容について、68 の具体的な取り組み項目及び内容、目標達成時期を明確にするための実施スケジュールなどを示しています。

今後は、この実施計画書を迅速かつ着実に実行するため、「基山町総合計画」との整合性を確保しながら、「行政改革推進本部」を中心に組織的な進行管理を行うとともに、達成状況を広く町民に公表することで町民の理解を得ながら行政改革を推進していきます。

（第 7 次基山町行政改革大綱における 5 つの基本項目及び主な取り組み内容）

基本項目	主な取組内容
1. 住みよいまち基山の創造	<ul style="list-style-type: none"><li>・移住促進に係る P R 推進</li><li>・目標とする人口を受け入れるための居住空間の確保</li><li>・子育て支援による移住定住の促進</li><li>・空き家対策による移住定住の促進</li><li>・企業誘致による雇用確保</li><li>・産業及び観光の育成</li><li>・教育環境の充実</li><li>・文化財の保存・活用</li></ul>
2. 質の高い行政サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・窓口業務のサービス向上</li><li>・子育て支援の推進</li><li>・高齢者福祉の推進（ひとり暮らしの高齢者対策を含む）</li><li>・情報発信の推進</li><li>・地域公共交通の利便性向上</li></ul>

3. 町民の参画と協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域組織、N P O 等によるまちづくり活動の促進</li> <li>・多文化共生社会の推進</li> <li>・協働の手法による適切な町民ニーズの把握</li> <li>・文化・スポーツの推進</li> </ul>
4. 持続可能な財政運営の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税収入等の確保</li> <li>・自主財源の確保</li> <li>・中長期財政計画の随時見直し</li> <li>・公共施設等総合管理計画、舗装維持管理計画の随時見直し</li> <li>・補助金等に関する支出の適正化</li> <li>・各保険に係る給付の適正化</li> <li>・事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用</li> </ul>
5. 行政課題の解決に必要な組織の構築と施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施能力の高い組織体制の確立</li> <li>・効果的な職員の配置</li> <li>・人員の確保と育成</li> <li>・業務効率の改善</li> <li>・民間企業の活用（指定管理者活用、P P P / P F I 手法の導入等）</li> <li>・広域行政の推進</li> <li>・事業評価の確立</li> <li>・業務効率向上のためのD X 推進</li> <li>・環境対策</li> <li>・災害等（新型コロナウイルス等を含む）への備え</li> </ul>

## 2 実施計画期間

この実施計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

## 3 今後の課題

### (1) 新たな財政需用との関係

実施計画書は、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。特に、新たな財政支出を必要とする取組みの実施については、財源調整を個別に行いながら実施していくものとします。

### (2) 実施計画書以外の行財政改革の取組み

行財政改革に関する個別の取組みについては、本実施計画書に提示されたもののみならず、町民のニーズや他団体の動向等を的確に把握しながら、新たな取組み等が生じた場合は検討を行い、実施していくものとします。

### (3) 行政改革実施の評価

行政改革の実施については、毎年、その成果について評価、検証を行うものとします。

#### 4 行政改革実施計画 具体的取組一覧表

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール					※参考
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	担当課
(1)住みよいまち 基山の創造	①移住促進に係るPR推進	移住定住促進事業	基山町人口ビジョンで掲げる2040年の目標人口17,380人を達成するために、移住定住施策を推進する必要がある。	移住希望のニーズに対応するため、各種相談会やポータルサイトの運用、定住促進用のパンフレット等を作成し、福岡都市部への近接性を最大限に活かした移住定住の促進を行う。	実施	→	→	→	→	定住促進課
	②目標とする人口を受け入れるための居住空間の確保	地区計画等を活用しての土地利用促進	市街化区域内では宅地開発が進み、宅地開発可能な土地が少なくなっているため、市街化区域に隣接・近接した市街化調整区域において、住宅用地を確保する必要がある。	地区計画	実施	→	→	→	→	定住促進課
	③子育て支援による移住定住の促進	町の保育の質と量の確保	令和元年4月に基山パティ認定こども園が開園し、令和2年4月に基山っこみらい館内に基山保育園が開園している。	保健センターの子育て世代包括支援センター等の子育て支援機関と連携し、妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うとともに、待機児童がでないように町の保育の質と量を確保する。	実施	→	→	→	→	こども課
		子どもの居場所づくりの充実	放課後児童クラブ運営、子どもの居場所づくり教室を実施している。	放課後に子ども達が安心して過ごせる居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブや子どもの居場所づくり教室の計画的な整備を行い、事業内容の充実を図る。	実施	→	→	→	→	教育学習課
		結婚新生活支援補助金	基山町人口ビジョンで掲げる2040年の目標人口17,380人を達成するために、移住定住施策を推進する必要がある。	婚姻に伴う新生活における経済的負担を軽減することにより、町内への定住及び少子化対策の推進を図るため、新規に婚姻した世帯に対し補助金を交付する。	実施	→	→	→	→	定住促進課
		移住体験住宅事業	基山町人口ビジョンで掲げる2040年の目標人口17,380人を達成するために、移住定住施策を推進する必要がある。	基山町への移住・定住を検討している方に整備した移住体験住宅で、基山町での日常生活を最大2週間体験してもらうことで、移住定住を推進する。	実施	→	→	→	→	定住促進課
		子育て・若者世帯の住宅取得補助金	基山町人口ビジョンで掲げる2040年の目標人口17,380人を達成するために、移住定住施策を推進する必要がある。	申請者に中学生以下の子がいる世帯又は申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯が、基山町に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合に子育て・若者世帯の住宅取得補助金を交付する。	実施	→	→	→	→	定住促進課

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール					※参考	
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	担当課	
(1)住みよいまち 基山の創造	④空き家対策による移住定住の促進	すまいるナビ、不良住宅除去費補助金	少子高齢化や核家族化により空家が年々増加しており、今後も人口減少などで増えていくと見込まれる。	すまいるナビ（町内の空家等を売りたい・貸したい人、それを買いたい・借りたい方をマッチングする） 不良住宅除去費補助金（不良住宅の除去に要する工事費の一部を助成する）	実施	→	→	→	→	定住促進課	
		⑤企業誘致による雇用確保	企業立地奨励金及び雇用奨励補助金	企業誘致を行う際に国、県の支援制度だけではなく、各市町村は独自の支援制度を打ち出している状況である。	企業立地奨励金は、新設に係る土地、対象事業に供する建物及び償却資産に対する前年度固定資産税相当額を限度とし、5年間交付、その後5年間半額交付する。雇用奨励補助金は、企業立地奨励金対象者に対し、町内新規雇用者1人当たり50万円（雇用による転入者である場合は、1人当たり20万加算）を、配置転換による転入者1人当たり20万円を交付。	実施	→	→	→	→	産業振興課
		無料職業紹介所の設置	企業誘致を行う際に用地確保を重要課題としていたが、進出後の企業によっては、人材確保に苦勞し、事業が拡大できない状況である。	無料職業紹介所を設置することで、求職者と求人のかみ細やかなマッチングを支援することで、地元事業者の人材確保を図る。	実施	→	→	→	→	産業振興課	
	⑥産業及び観光の育成	創業支援奨励金	町内で創業したくても費用がかかるため、創業できない状況がある。	町内居住者で認定特定創業支援事業（創業セミナー、創業相談）を受けた方が創業した際に20万円の奨励金を支給する。	実施	→	→	→	→	産業振興課	
		観光促進事業	基山町には、特別史跡「基肆城跡」、つじ寺で有名な「大興善寺」や恋人の聖地「契山」などの観光資源があるが、十分にPRできていない状況である。	基山町の観光をPRするパンフレット等を作成・配布や観光客を呼び込めるようなイベントの開催などを行い基山町のPRして町外からの誘客を図っていく。	実施	→	→	→	→	産業振興課	
	⑦教育環境の充実	一人一台端末（タブレット）の有効活用	Chrome OS搭載のタブレット端末を町内の全児童・生徒に貸与している。また学習ソフトウェアとして、ラインズeライブラリを採用しA I型ドリルで個別最適化された学びが実現できるようになっている。	一人一台タブレットの有効活用により、個に応じたきめ細やかな教育を行い、学力向上を図る。 ・授業での積極的な活用 ・夏休みに端末の持ち帰り学習を実施 ・夏休みに各家庭とオンラインミーティング ・ドリルソフトウェアの積極的な活用	実施	→	→	→	→	→	教育学習課
		放課後等補充学習の実施	小学校では、3年生・6年生を対象に業者委託し算数の学習、中学校では、地域住民を講師として放課後の時間に主に英・数の補充学習を行っている。	補充学習の内容については、学校と協議しながら、今後も引き続き事業を行い、子ども達の学習習慣及び学力定着を図る。	実施	→	→	→	→	→	教育学習課

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール					※参考
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	担当課
(1)住みよいまち基山の創造	⑧文化財の保存・活用	特別史跡基肆城の保存と活用	これまで被災した特別史跡基肆城跡の災害復旧工事を行うなど、緊急的な文化財の保全に努めている。	多くの方々に特別史跡基肆城跡の本質的価値に関心を持っていただくと共に、歴史的環境や自然景観を楽しめるよう、保存整備の基本設計づくりを町民と共に行ない、保存・活用を図る。	実施	→	→	→	→	教育学習課
		文化財、地域人材を活かしたまちづくりの推進	文化遺産ボランティアガイド養成を行い、ボランティア団体との連携を進めてきている。	近隣市町との連携をより深めることで、歴史・観光資源を将来に向けて保存・活用しながら、良好な状態で次世代への継承を図るために若い世代を含めて人材育成に取り組む。	実施	→	→	→	→	教育学習課
(2)質の高い行政サービスの提供	①窓口業務のサービス向上	コンビニ交付サービスの利用推進	コンビニ交付サービスの利用者が少ない状況である。	町内外への広報を行う。コンビニ交付サービス利用のために、マイナンバーカードの取得促進を行う。	実施	→	→	→	→	住民課
		②子育て支援の推進	子育て支援施策の効果的広報	子育て支援施策を整理した子育て支援ガイドブックを作成している。	子育て支援ガイドブックを、子育て世代の意見も取り入れながら整理、ビジュアル的にリバイスしたものを作成し、子育て支援策を分かりやすく伝える。	実施	→	→	→	→
	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援法を踏まえ、基山町子ども・子育て支援事業計画として、令和2年度～6年度版を策定している。	子育て支援サービスのニーズ等を踏まえ、新たに策定することも計画との整合性を図りながら、基山町子ども・子育て支援事業計画の令和7年度～令和11年度版を作成する。	実施	→	→	→	→	子ども課	
	児童見守り等に関する地域との連携	登下校時の見守り等、地域での独自事業が自主的に行われている。	登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。子ども110番の家等により安全の確保を図る。	実施	→	→	→	→	教育学習課	
	医療費等助成制度の充実	乳幼児や学童のインフルエンザ予防接種は任意接種のワクチンとして位置づけられている。現在、接種費用の全額を保護者負担により実施している。	接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図る。	実施	→	→	→	→	健康増進課	
	医療費等助成制度の充実	新生児聴覚検査費は、全額保護者負担であり、希望する保護者のみが検査を行っている。	新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育につなげる。	実施	→	→	→	→	健康増進課	
	③高齢者福祉の推進（ひとり暮らしの高齢者対策を含む）	アプリを活用した高齢者の介護予防・フレイル対策及び見守り支援	高齢者の健康状態を評価する情報は各担当部署それぞれで管理し、いずれも紙媒体や表計算ソフトで管理しており、情報の紐付けが困難であった。また、そういった情報が行政部署間や医療機関、家族等に共有し難い状況だった。	健康統合管理アプリを活用し、特定健診や介護予防健診、訪問記録などの情報を集約し、介護予防やフレイル対策の早期支援へ繋げる。また、その情報を高齢者の家族や行政等で共有することで高齢者の見守り支援を図る。	実施	→	→	→	→	福祉課
生活支援コーディネータ事業		高齢化や高齢者世帯の増加に伴い、高齢者が抱える課題が増加・複雑化している。また、核家族化や地域住民の関係性が希薄化しており、現状と課題の把握が困難な状況である。	生活支援コーディネーターによる高齢者世帯への訪問を実施し、現状と課題の把握を行う。その情報を基に、必要な行政支援への連絡調整の実施や高齢者が在住する地域に入り、課題解決に向けた支援を行う。	実施	→	→	→	→	福祉課	



行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール					※参考	
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	担当課	
(2)質の高い行政サービスの提供	④情報発信の推進	情報提供の充実	情報の発信については、広報「きやま」、ホームページ、フェイスブック、出前講座により情報提供を行っている。ホームページについては、平成29年度にリニューアルした。	ホームページを一部リニューアルし、情報を探しやすい環境を整備する。公開型地理情報システムに町が保有する地図情報を一般公開するなど、必要な情報を提供できる環境づくりを行う。	実施	→	→	→	→	企画政策課	
		⑤地域公共交通の利便性向上	コミュニティバス等の利用促進	コミュニティバスは町内全域をカバーするため、乗降客数が少ない地域に対しても路線として維持しており非効率的な運行形態となっている。	運転免許証返納サービス、路線・ダイヤの見直し、イベント等での利用促進PR活動、お試し乗車などの取組を行う。	実施	→	→	→	→	定住促進課
		新たなモビリティサービスの導入	コミュニティバスは町内全域をカバーするため、乗降客数が少ない地域に対しても路線として維持しており非効率的な運行形態となっている。	地域ニーズに合った地域内輸送について実証実験等を通して、オンデマンド交通の導入を検討する。	検討	実施	→	→	→	定住促進課	
(3)町民の参画と協働のまちづくり	①地域組織、NPO等によるまちづくり活動の促進	自主防災組織の育成と強化	東日本大震災、熊本地震等の発生により防災意識と共助意識が高まってきている。	自主防災組織を醸成するために防災講演会を実施すると共に、地区毎の危険箇所点検や避難訓練など自主防災組織による災害に備えた地域づくりを支援する。	実施	→	→	→	→	総務課	
		基山町まちづくり基金事業による町民活動団体への支援	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	町民のまちづくりに対するやる気を支援できる制度として、多くの方々の意見を取り入れながら、基山町まちづくり基金事業の活用促進とよりよい制度へ改善検討を行う。	実施	→	→	→	→	まちづくり課	
		基山町男女共同参画推進プランを实际に進めるため、実施計画に基づいた各種施策の進捗状況の確認と啓発、関係機関等との連携が必要である。	男女共同参画推進プランに基づく町民への啓発活動や審議会等への女性登用目標値達成等に向けた関係機関との連携に取り組んでいく。	実施	→	→	→	→	まちづくり課		
	②多文化共生社会の推進	日本語教室の設置	外国人の住民登録者数が最近で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	基山町内に日本語教室を設置し、生活に必要な日本語の習得を中心として生活上のルール等も学びながら在住外国人を支援すると共に、在住日本人へも相互理解の窓口として活用する。	実施	→	→	→	→	まちづくり課	
	③協働の手法による適切な町民ニーズの把握	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	集落支援員制度を活用し、公民館活動コーディネーターを雇用し、基山町社会福祉協議会や健康福祉課が派遣する生活支援コーディネーターと協力して地域コミュニティ活動の活性化支援を行う。	実施	→	→	→	→	まちづくり課	
交通安全対策における地域見守りと連携しての対策検討		不定期な巡視や地域からの情報提供を受け、対策を実施していた。	交通安全対策において、危険箇所などのハード対策でなく地域見守りと連携し効果的なハード対策を計画実施する。	実施	→	→	→	→	住民課		

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール					※参考
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	担当課
(3)町民の参画と協働のまちづくり	④文化・スポーツの推進	軽スポーツ普及 応援金	町内各地で軽スポーツを行っている。	軽スポーツの推進及び軽スポーツ人口の拡大を図り、町民の健康増進及び地域の活性化を目的として応援金を交付する。	実施	→	→	→	→	まちづくり課
(4)持続可能な 財政運営の実現	①税収入等の 確保	町税徴収率の向上	令和3年度町税4税（個人町民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税）の現年課税・滞納繰越分を合わせた全体の徴収率は97.6%である。	町税徴収率の向上のため、口座振替の推進やスマホ決済の周知を行いながら自主納付の推進を図る。また、職員のスキルアップを図るとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を実践する。	実施	→	→	→	→	税務課
		③自主財源の 確保	ふるさと応援寄附の推進及び寄附金の活用	令和3年度では約9億4千万円の寄附をいただいております。令和4年度では約9億の寄附を見込んでいます。また、令和3年度には基肄城南門跡地区整備や基山小学校校舎大規模改造などに活用しています。	一定の自主財源の確保を図るため、返礼品をブラッシュアップしながら取り組んでいく。あわせて返礼品開発による地場産業・地場企業の活性化に寄与させていく。また、いただいた寄附金については、子育て支援や福祉、まちづくりに資するような事業への活用を行っていく。	実施	→	→	→	→
		有料広告事業の 推進	H P のバナー、町立図書館のブックカバーへの有料広告利用が伸びていない。	広報等を活用した広告主の募集や、新たな広告媒体を追加し利用促進を図っていく。	実施	→	→	→	→	財政課
		未利用地の有効 活用	一団の町有未利用地は少ないが、開発等に伴う残地等は未利用のまま点在している。	公共利用の見込みがないものについては、払下げなどの検討を行う。本桜・城の上線道路改良の残地（旧神の浦ため池）の有効活用を図る。	実施	→	→	→	→	財政課
		給食費の未納に ついての適切な 徴収	給食費の未納については、適切に徴収を行っているところですが、まだ、年度内に未収金として発生している。	過年度の未収金は、児童手当からの徴収に保護者の同意を得て実行することで、年々、未収金が減少してきている。また、令和4年度から第3子補助金を創設しており、多子世帯の経済的負担の軽減につながっている。	実施	→	→	→	→	教育学習課
		町有施設の使用 料見直し	町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。	実施	→	→	→	→	まちづくり課
		町有施設の使用 料見直し	町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。多世代交流センター憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。	実施	→	→	→	→	福祉課
		③中長期財政 計画の随時見 直し	中長期財政計画の随時見直し	令和4年4月に、令和4年度から令和8年度まで、5年間の中長期財政計画を策定した。	基山町公共施設等総合管理計画等と整合性を図り、新たな事業などを反映しつつ、中長期財政計画の随時見直しを行う。	実施	→	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール					※参考
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	担当課
(4)持続可能な 財政運営の実現	④公共施設等 総合管理計画、 個別施設計画 の随時見直し	公共施設等総 合管理計画の進 捗管理	町が維持管理している公共施設等の現 状を把握し、施設の更新・長寿命化等 による財政負担の軽減及び平準化を検 討し、令和4年3月に計画の改訂を行っ た。	公共施設等総合管理計画に基づき事 業を進めるとともに、施設点検の結果等 を反映させながら、必要に応じて随時見 直しを図っていく。	実施	→	→	→	→	建設課
		公共施設等総 合管理計画にお ける個別施設計 画の見直し	各施設担当課において公共施設等総合 管理計画における個別施設計画を策定 した。道路に関しては、舗装工事の優先 順位を定めた舗装維持管理計画を策定 した。	定期的に公共施設等総合マネジメント チームにおいて全庁的な体制で直近10 年間の具体的な事業内容等を検討して いく。道路に関しては、舗装維持管理計 画に基づき舗装工事を計画的に進めて いく。	実施	→	→	→	→	建設課
	⑤補助金等に 関する支出の適 正化	補助金の検証と 評価	平成28年度、令和2年度に補助金検 討委員会を開催し、町の交付する補助 金の適正化を図った。	定期的に補助金検討委員会を開催し、 町の交付する補助金の更なる適正化に つなげる。	検討	実施	検討	→	→	総務課
	⑥各保険に係る 給付の適正化	国民健康保険の 予防事業等の促 進による医療費 適正化	特定健診・保健指導の実施、ジェネリック 医薬品の推進を行っている。	健康ポイントの活用、未受診者対策等 により特定健診の受診率の向上を図る。 保険指導の充実させ、重症化予防を重点 に実施。 また、広報等によるジェネリック医薬品の 推進、柔道整復施術療養費の適正化 の取り組み、消防署等と連携し情報提 供を活用し、国保連合会へ委託し、第 三者行為求償事務の取り組みを実施す る。	実施	→	→	→	→	福祉課
		後期高齢者医 療の予防事業等 の促進による医 療費適正化	健康診断を実施している。	佐賀県後期高齢者医療広域連合と連 携し、健康診断及び予防等に取り組む。	実施	→	→	→	→	福祉課
		一般介護予防 事業の充実	介護予防事業では、期間を限定し拠点 的に実施しているが、参加者数が伸びて いない。また、通いの場合は、地域によっ ては、公民館までの利便性が悪い。	要介護認定率を減少させるため、介護 予防事業では、気軽に取り組める体制 作りに取り組む。また、各区の公民館等 での介護予防サポーターによる通いの場を 推進して行くと共に、参加しやすい場所 での開催に取り組む。	実施	→	→	→	→	福祉課
	関係機関との連 携強化によるサ ービス提供の調 整	介護認定を受けている方については、居 宅介護支援事業所のケアマネージャーで プランを作成し、サービスの提供を行っ ているが、ケアマネージャーとプラン作成方針な どの連携ができていない。	ケアマネージャーとの連携会議をおこな い、介護サービスだけでなく町の介護予 防事業等を紹介、案内するなど介護状態 の維持改善に繋げ給付費の適正化に取 り組む。	実施	→	→	→	→	福祉課	

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール					※参考
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	担当課
(4)持続可能な財政運営の実現	⑦事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施を検討する際、国庫の補助金や財団等の助成金周知・活用している。	国庫の補助金や財団等の助成金を活用し事業を実施する。あわせて他自治体の活用事例等を研究していく。	実施	→	→	→	→	財政課
(5)行政課題の解決に必要な組織の構築と施策の推進	①業務実施能力の高い組織体制の確立	組織機構の新設・再編	組織機構については、新規事業の発生や業務量の変動にあわせて、適宜新設・改廃を行っている。	新規事業の発生や業務量の変動を的確に把握し、業務量の平準化のため、必要に応じて組織機構改革を実施する。	検討	実施	→	→	→	総務課
	②効果的な職員の配置	適切な人員配置	各種ヒヤリング等を通じて、業務量に即した人員配置に努めている。	管理職等の人事に関するヒヤリングや査定等を通じて業務量や人員数に関する情報を収集し、業務量に即した適切な人員配置に繋げる。	実施	→	→	→	→	総務課
	③人員の確保と育成	人員の確保	広く優秀な人材を確保するため、基山町ホームページや広報きやまなどを活用し、募集専用のページを作成するなどして、職員採用の募集を行っている。	基山町ホームページや広報きやまなどを活用し、募集専用のページを作成するなどして、職員採用の募集を行う。	実施	→	→	→	→	総務課
		職員研修目的での職員派遣の実施	現在は、農林水産省、佐賀県、小郡市との人事交流を行っており一定の成果を上げている。	国や県、自治体などの機関に研修目的で1年から2年間職員を派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	実施	→	→	→	→	総務課
	④業務効率の改善	職員提案の実施	年に2回業務改善等に係る職員提案を募集し、優れた提案については採用し、業務改善等に繋げている。	職員提案を積極的に募集し、業務改善に繋げる。	実施	→	→	→	→	総務課
⑤民間企業の活用（指定管理者活用、PPP/PFI手法の導入等）	指定管理者制度等の有効活用	引続き、体育施設、町民会館に指定管理者制度を導入する。	指定管理者制度を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	実施	→	→	→	→	→	まちづくり課
	アウトソーシングの推進	引続き、体育施設、町民会館に指定管理者制度を導入する。	町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	実施	→	→	→	→	→	まちづくり課
	PFI導入可能性検討	民間の資金と経営能力・技術力を活用し、社会資本（公共施設、公用施設）の整備を図るなど、民間の創意工夫を活かしたサービスの創出、PPP/PFIへの取組を進めることが求められる。	町営園部団地建替事業の事業手法についてPFI手法の導入を検討する。	実施	→	→	→	→	→	定住促進課

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール					※参考
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	担当課
(5)行政課題の解決に必要な組織の構築と施策の推進	⑥広域行政の推進	消防事務の広域事務組合による実施	現在消防署運営等の消防事務については、鳥栖三養基地区消防事務組合において広域により実施されている。	消防署運営等の消防事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し実施していく。	実施	→	→	→	→	総務課
		下水道事業の効率化及び経済性等の広域連携のメリットを活用した事業計画の検討	下水道事業について、広域連携により汚水処理を行っている。	下水道事業において地形や現状を考慮しながら広域連携と合併処理浄化槽などの個別処理との併用を検討し効率性、経済性を確保する。	実施	→	→	→	→	建設課
		上水道事業の広域水道事業団による実施	現在、上水道事業については、佐賀東部水道事業団において広域により実施されている。	上水道事業については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き佐賀東部水道企業団に加入し実施していく。	実施	→	→	→	→	建設課
		し尿汚泥処理施設運営等の事務の広域事務組合による実施	現在、し尿汚泥処理運営等の事務については、三神地区環境事務組合において広域により実施されている。	し尿汚泥処理運営業務等の事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き三神地区環境事務組合に加入し実施していく。	実施	→	→	→	→	まちづくり課
		ごみ処理施設運営業務の広域清掃施設組合による実施	現在、ごみ処理施設運営業務については、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合において広域により実施されている。	ごみ処理施設運営業務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に加入し実施していく。	実施	→	→	→	→	まちづくり課
	⑦事業評価の確立	行政評価制度の充実	事務事業評価を行い、事務事業の改善を推進している。評価結果については、ホームページで公表している。	PDCAサイクルにより事務事業の継続的な改善に取り組み、評価結果の公表を行う。よりよい制度となるよう、見直しを行っていく。	実施	→	→	→	→	企画政策課
	⑧業務効率向上のためのDX推進	DX推進体制の構築	DXの基礎的な理解のために地域情報化アドバイザーによる研修を行った。また管理職の情報共有のためにLINE WORKSを導入している。	DX人材を育成するため、職員のITスキル向上のための研修を行う。各部署の情報化リーダー等にヒアリングを行い、DXを行うための業務の分析を行う。	実施	→	→	→	→	企画政策課
	⑨環境対策	町用自動車のEV化の推進	電気自動車等の導入台数令和4年度末で、6台となっている。	町用自動車の買い替えのタイミングで電気自動車等の切り替えを実施していく。	実施	→	→	→	→	まちづくり課

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール					※参考
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	担当課
(5)行政課題の解決に必要な組織の構築と施策の推進	⑩災害等（新型コロナウイルス等を含む）への備え	防災備蓄品の充実と強化	現在、防護服やマスク、消毒液などの感染症対策物品やアレルギー対応の食料品等は備蓄しているが、これから求められる避難所等で必要なものを様々な角度から検討する必要がある。	男女が共に参加する避難所検討会議等を通じて検討し、必要に応じた整備を行い、防災備蓄品の充実と強化を図る。	検討	実施	→	→	→	総務課
		地域防災力向上促進事業の推進	災害に迅速かつ的確に対応できる自主防災会の充実、強化し、被害を最小限に抑えることができる防災・減災等の体制づくりに取り組む必要がある。	各区自主防災会に、佐賀県が実施する地域防災力向上促進事業への申請を支援し、地域の実情に即した危険個所の把握や防災マップの作成、防災訓練、防災研修を実施することで、地域防災力の強化を図る。	実施	→	→	→	→	総務課